

志木市パートナーシップ及びファミリーシップに係る届出に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民一人ひとりが互いの人権を尊重し、多様な性を認め合い、自分らしく暮らすことができる社会の実現に向けて、パートナーシップ及びファミリーシップに係る届出に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとして尊重し、継続的に協力し合う関係をいう。
- (2) ファミリーシップ パートナーシップを形成する者のうち一方又は双方と生計を同じくする子（養子を含む。以下同じ。）、親（養親を含む。以下同じ。）その他市長が認める者を家族として尊重し、協力し合う関係をいう。
- (3) 性自認 自己の性別についての認識をいう。
- (4) 性的指向 自己の恋愛又は性的な関心の対象となる性別についての指向をいう。

(届出対象者)

第3条 パートナーシップ及びファミリーシップに係る届出（以下「届出」という。）をすることができる者（以下「届出対象者」という。）は、当該届出をしようとする者のうちの一方又は双方の性自認が戸籍上の性別と異なる者又は性的指向が異性のみではない者である場合であって、当該届出を使用しようとする者双方が次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に達していること。
- (2) 届出をしようとする日（以下「届出日」という。）において、市内

に住所を有していること（届出日後3月以内に市内への転入を予定している場合を含む。）。

- 2 配偶者（婚姻を届け出ていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）又は配偶者に類する当該届出者以外の者のある者は、届出をすることができない。
- 3 直系血族又は三親等内の傍系血族の間では、届出をすることができない。ただし、養子縁組により直系血族の間となった場合は、この限りでない。
- 4 直系姻族の間では、届出をすることができない。民法第728条又は第817条の9の規定により姻族関係が終了した後も、同様とする。（届出等）

第4条 届出をしようとする届出対象者の双方（以下「届出者双方」という。）は、志木市パートナーシップ及びファミリーシップ届出書（第1号様式。以下「届出書」という。）に次に掲げる書類（第3号及び第4号に掲げる書類は、ファミリーシップに係る届出をする場合に限る。）を添えて市長に提出しなければならない。この場合において、当該届出書は、市長が特に必要があると認める場合を除き、当該届出者双方の連署により提出しなければならない。

- (1) 届出者双方の届出日前3月以内に発行された住民票の写し若しくは住民票記載事項証明書又は届出日後3月以内に市内への転入を予定している者にあつては、その事実を確認できる書類
- (2) 届出者双方の届出日前3月以内に発行された戸籍全部事項証明書、独身証明書その他の婚姻をしていないことが確認できる書類又は埼玉県内の市町村（届出者双方が直前に住所を有していた市町村に限る。以下「県内市町村」という。）が交付したパートナーシップ又はファミリーシップに係る届出、宣誓等に係る証明書等（以下「県内市町村交付証明書等」という。）（当該県内市町村交付証明書等を交付した県内市町村に対し、次条第4項の規定により通知することについて、当該届出者双方が同意した場合に限る。）
- (3) ファミリーシップを形成する者のうち当該届出者双方以外の者の

生計が当該届出者双方の一方と生計を同じくする者であることが確認できる書類

(4) 当該届出者双方の一方と子、親その他市長が認める者であることを確認できる書類

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長が特に必要があると認める場合において、当該届出者双方及びファミリーシップを形成する者の戸籍上の氏名と併せて通称（氏名以外の呼称であって、社会生活上通用しているものをいう。以下同じ。）を当該届出書に記載することができる。

3 前項の規定により通称を記載する場合は、日常生活において当該通称を使用していることが確認できる書類を届出書の提出時に提示しなければならない。

（受領証明書等の交付等）

第5条 市長は、前条第1項の規定による届出書の提出があったときは、当該届出者双方が同項に規定する届出対象者であると確認したときは、志木市パートナーシップ及びファミリーシップ届出書受領証明書（第2号様式）及び志木市パートナーシップ及びファミリーシップ届出書受領証明カード（第3号様式）（以下これらを「受領証明書等」という。）を、当該届出者双方に交付等するものとする。

2 届出者双方の一方又は双方が、届出日後3月以内に市内への転入を予定している者であるときは、受領証明書等に代えて、志木市パートナーシップ及びファミリーシップ届出書受付票（第4号様式。以下「受付票」という。）を交付するものとする。

3 前項の規定により受付票の交付を受けた者（以下「被受付者」という。）が市内に転入した場合には、速やかに、志木市パートナーシップ及びファミリーシップ届出書受領証明書等交付依頼書（第5号様式）に住民票又は住民票記載事項証明書の写しを添えて市長に提出するものとする。この場合において、市内に住所を有することを確認できたときは、市長は、当該被受付者に対し受領証明書等を交付するものとする。

4 市長は、県内市町村交付証明書等の提出を受け受領証明書等を交付したときは、その旨を、志木市パートナーシップ及びファミリーシップ受領証明書等交付通知書（第6号様式）に当該県内市町村交付証明書等を添えて、当該県内市町村に通知するものとする。

（受領証明書等の再交付）

第6条 前条第1項又は第3項の規定により受領証明書等の交付を受けた者（以下「被交付者」という。）が受領証明書等を紛失、毀損又は汚損したときは、志木市パートナーシップ及びファミリーシップ届出書受領証明書等再交付依頼書（第7号様式）を市長に提出することにより、受領証明書等の再交付を受けることができる。

（届出内容の変更）

第7条 被交付者は届出書に記載した内容に変更があった場合、志木市パートナーシップ及びファミリーシップ届出内容変更届（第8号様式）に当該変更の内容が分かる書類を添えて市長に提出しなければならない。

（受領証明書等の返還）

第8条 被交付者は、次の各号のいずれかに該当するときは、志木市パートナーシップ及びファミリーシップ届出書受領証明書等返還届（第9号様式。以下「返還届」という。）を市長に提出し、受領証明書等を返還しなければならない。

(1) パートナーシップを解消したとき。

(2) 届出者双方の一方が死亡したとき。

(3) 届出者双方の一方が受領証明書等の返還を希望するとき。

(4) 届出対象者でなくなったとき（転勤、親族の介護その他やむを得ない事情により届出者の一方が一時的に市外に転出した場合及び被交付者が県内市町村へ転出し、当該県内市町村においてパートナーシップ又はファミリーシップに係る届出、宣誓等をする場合を除く。）。

2 市長は、被交付者が次の各号のいずれかに該当する場合、当該被交付者から受領証明書等を返還されたものとみなす。

- (1) 受領証明書等の交付を受けた日以後に、届出対象者でないことが確認されたとき。
- (2) 不正な手段により受領証明書等の交付を受けたとき。
- (3) 県内市町村から、当該被交付者がパートナーシップ又はファミリーシップに係る届出、宣誓等を当該県内市町村に行った旨の通知があったとき。
- (4) その他市長が必要であると認めるとき。

3 市長は、第1項の規定により受領証明書等が返還されたとき又は前項の規定により受領証明書等が返還されたとみなしたときは、受領証明書等の交付番号（受領証明書等ごとに付与された番号をいう。）を公表することができる。

（本人確認）

第9条 市長は、第4条第1項、第7条若しくは第8条の規定による届出又は第6条の規定による書類の提出があったときは、当該届出等をした者に次の各号のいずれかを提示させることにより、本人確認を行うものとする。

- (1) 個人番号カード
- (2) 運転免許証
- (3) 旅券
- (4) 前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証、資格証明書等であって、届出者本人の顔写真が貼付されたもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当であると認める書類

（配慮事項）

第10条 市長は、この要綱の趣旨を尊重し、届出者に十分配慮するものとする。

（周知等）

第11条 市長は、届出について適切に理解され、公平かつ適切な対応が行われるよう、市民及び事業者への周知及び啓発に努めるものとする。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附則（令和6年4月12日志木市告示第98号）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示による改正前の志木市パートナーシップ及びファミリーシップに係る届出に関する要綱に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。